

改訂3版 補償コンサルタント登録申請の手引き

【追補】

(内容現在平成28年2月1日)

※「補償コンサルタント登録規程」(昭和59年9月21日建設省告示第1341号)が、平成28年2月1日国土交通省告示第274号で改正され、「補償コンサルタント登録規程の施行及び運用について」(平成28年2月1日国土用第49号)が発出され、平成28年2月1日から適用されることとなりましたので追補を作成いたしました。

本文の頁を、追補の該当頁に読み替えてください。ただし、本文184頁は増えます。

改正がありました様式の枠外の説明文は変更ありません。

大成出版社

(1) 補償コンサルタント登録申請書

別記様式第1号（第4条関係）		（用紙A4）	
補償コンサルタント登録申請書			
補償コンサルタント登録規程第4条第1項の規程により、補償コンサルタントの登録を申請します。			
平成 年 月 日			
申請者		印	
殿			
(ふりがな) 商号又は名称		申請の区分	新規の登録・ 登録の更新
法人番号		現に受けている 登録番号及び 登録年月日	補 ー
資本金額 (出資総額を含む)	千円		平成 年 月 日
役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者)の 氏名及び役職名		他に営業を行っている場合は、 その営業の種類	
(ふりがな) 氏 名	役 職 名	(ふりがな) 氏 名	役 職 名
		役員の他企業役員との兼務状況	
営業所の名称 及び所在地	別表のとおり	登録を受けようとする登録部門 及び当該登録部門に係る補償業 務の管理をつかさどる専任の者	別表のとおり
※登録番号	ー	※登録年月日	平成 年 月 日
		電 話 番 号	() 番
		取扱い責任者 所 属 氏 名	

記載要領

- 1 ※印のある欄は、記載しないこと。
- 2 「新規の登録・登録の更新」の欄は、不要のものを消すこと。
- 3 「法人番号(13桁)」及び「資本金額」の欄は、法人である場合に記載すること。
- 4 「役員の氏名及び役職名」の欄は、個人の場合は、本人及び支配人について記載すること。
- 5 「役員の他企業役員との兼務状況」の欄は、当該役員が他企業の役員を兼務している場合に、その企業名及び役職名を記載すること。

(1) 補償コンサルタント登録申請書

別記様式第1号 (第4条関係)		(用紙A4)	
補償コンサルタント登録申請書			
補償コンサルタント登録規程第4条第1項の規程により、補償コンサルタントの登録を申請します。			
平成 年 月 日			
申請者		印	
殿			
(ふりがな) 商号又は名称		申請の区分	新規の登録・ 登録の更新
法人番号		現に受けている 登録番号及び 登録年月日	補 ー
資本金額 (出資総額を含む)	千円		平成 年 月 日
役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者)の 氏名及び役職名		他に営業を行っている場合は、 その営業の種類	
(ふりがな) 氏 名	役 職 名	(ふりがな) 氏 名	役 職 名
		役員の他企業役員との兼務状況	
営業所の名称 及び所在地		登録を受けようとする登録部門 及び当該登録部門に係る補償業 務の管理をつかさどる専任の者	別表のとおり
※登録番号	ー	※登録年月日	平成 年 月 日
		電 話 番 号	() 番
		取扱い責任者 所 属 氏 名	

記載要領

- 1 ※印のある欄は、記載しないこと。
- 2 「新規の登録・登録の更新」の欄は、不要のものを消すこと。
- 3 「法人番号(13桁)」及び「資本金額」の欄は、法人である場合に記載すること。
- 4 「役員の氏名及び役職名」の欄は、個人の場合は、本人及び支配人について記載すること。
- 5 「役員の他企業役員との兼務状況」の欄は、当該役員が他企業の役員を兼務している場合に、その企業名及び役職名を記載すること。

(3) 個人の氏名・他に行っている営業の種類の変更の場合

① 変更届出書

変 更 届 出 書 (用紙A4)

別記様式第17号 (第8条関係)

平成 年 月 日
平成 年 月 日
登録番号
法人番号

平成 年 月 日
平成 年 月 日
登録番号
法人番号

届 出 者 印

殿

下記のとおり、

(1) 商号又は名称 (2) 営業所の名称又は所在地 (3) 資本金額 (4) 役員の氏名 (5) 個人の氏名 (6) 支配人の氏名
 (7) 登録部門に係る補償業務の管理をつかさどる専任の者で補償コンサルタント登録規程第3条第1号イ又はロに該当するもの
 (総合補償部門の登録を受けようとする場合においては、同条第1号ただし書に該当する者)の氏名
 (8) 他に行っている営業の種類

について変更があったので、同規程第8条第1項の規定により届け出ます。

届 出 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日	備 考

記

電話番号	() () 番
取扱い責任者	
所属氏名	

記載要領

- 1 法人番号(13桁)は、法人である場合に記載すること。
- 2 (1)から(8)までの事項については、不属のものを消すこと。
- 3 「変更年月日」の欄は、実際に変更の行われた年月日を記載すること。
- 4 (4)に該当する場合には、当該変更に係る事項のみに限定せず、全体について「変更前」と「変更後」を対比させて記載すること。
- 5 記載欄に不足を生じた場合は、別紙(任意様式)を添付すること。
- 6 (1)、(4)、(5)、(6)の事項については、ふりがなを付すこと。
- 7 (2)の事項については変更後の郵便番号、電話番号を付すこと。

(4) 登録部門に係る補償業務の管理をつかさどる専任の者で補償コンサルタント登録規程第3条第1号イ又はロに該当するもの（総合補償部門の登録を受けようとする場合においては、第3条第1号ただし書に該当する者）の氏名の変更の場合

① 変更届出書

別記様式第17号（第8条関係）（用紙A4）

変 更 届 出 書

殿

下記のとおり、

(1) 商号又は名称 (2) 営業所の名称又は所在地 (3) 資本金額 (4) 役員の氏名 (5) 個人の氏名 (6) 支配人の氏名
 (7) 登録部門に係る補償業務の管理をつかさどる専任の者で補償コンサルタント登録規程第3条第1号イ又はロに該当するもの
 （総合補償部門の登録を受けようとする場合においては、同条第1号ただし書に該当する者）の氏名
 (8) 他に行っている営業の種類

について変更があったので、同規程第8条第1項の規定により届け出ます。

届 出 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日	備 考

記

電話番号 取扱い、責任者 所属氏名	() 番
-------------------------	-------------------

記載要領

- 1 法人番号（13桁）は、法人である場合に記載すること。
- 2 (1)から(8)までの事項については、不願のものを消すこと。
- 3 「変更年月日」の欄は、実際に変更の行われた年月日を記載すること。
- 4 (4)に該当する場合には、当該変更に係る事項のみに限定せず、全体について「変更前」と「変更後」を対比させて記載すること。
- 5 記載欄に不足を生じた場合は、別紙（任意様式）を添付すること。
- 6 (1)、(4)、(5)、(6)の事項については、ふりがなを付すこと。
- 7 (2)の事項については変更後の郵便番号、電話番号を付すこと。

○補償コンサルタント登録規程

〔昭和59年9月21日〕
〔建設省告示第1341号〕

改正：平成元年4月17日建設省告示第1010号
平成6年5月11日建設省告示第1369号
平成12年3月31日建設省告示第1017号
平成12年12月28日建設省告示第2538号
平成15年4月28日国土交通省告示第458号
平成16年4月14日国土交通省告示第470号
平成18年3月31日国土交通省告示第456号
平成19年8月27日国土交通省告示第1141号
平成20年10月1日国土交通省告示第1177号
平成26年4月1日国土交通省告示第461号
平成28年2月1日国土交通省告示第274号

(目的)

第1条 この規程は、補償コンサルタントの登録について必要な事項を定め、その業務の適正を図ることにより、公共事業の円滑な遂行と損失の適正な補償の確保に資することを目的とする。

(登録)

第2条 補償コンサルタント（公共事業に必要な土地等の取得若しくは使用又はこれに伴う損失の補償又はこれらに関連する業務（以下「補償業務」という。）の受託又は請負を行う者をいう。以下同じ。）のうち、別表に掲げる登録部門に係る補償業務を行う者は、この規程の定めるところにより、国土交通省に備える補償コンサルタント登録簿（以下「登録簿」という。）に登録を受けることができる。

2 前項の登録の有効期間は、5年とする。

3 第1項の登録の有効期間満了の後引き続き当該登録部門に係る補償業務を行う者は、登録の更新を受けることができる。

(登録の要件)

第3条 登録を受けようとする者（前条第3項の規定により登録の更新を受けようとする者を含む。以下同じ。）は、次の各号に該当する者でなければならない。

一 登録を受けようとする登録部門ごとに当該登録部門に係る補償業務の管理をつかさどる専任の者で次のいずれかに該当する者を置く者であること。ただし、総合補償部門の登録を受けようとする者にあつては、当該部門に係る補償業務の管理をつかさどる専任の者は、イに該当する者であつて補償業務に関し5年以上の指導監督的実務の経験を有するもの、又はこれと同程度の実務の経験を有するものとして国土交通大臣が認定した者でなければならない。

イ 当該登録部門に係る補償業務に関し7年以上の実務の経験を有する者

ロ 国土交通大臣がイに掲げる者と同程度の実務の経験を有するものと認定した者

二 補償業務に関する契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有しないことが明らかな者でないこと。

三 法人である場合においては当該法人及びその役員が、個人である場合においてはその者及び当該個人の支配人が、補償業務に関する契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明

らかな者でないこと。

(登録の申請)

第4条 登録を受けようとする者は、国土交通大臣に、次に掲げる事項を記載した登録申請書（別記様式第1号）を提出するものとする。

- 一 商号又は名称
 - 二 営業所（本店又は常時補償業務に関する契約を締結する支店若しくは事務所をいう。）の名称及び所在地
 - 三 法人である場合においてはその法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第39条第1項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）、資本金額（出資総額を含む。）及び役員の名、個人である場合においてはその氏名及び支配人があるときはその者の氏名
 - 四 登録を受けようとする登録部門及び当該登録部門に係る補償業務の管理をつかさどる専任の者で前条第1号イ又はロに該当するもの（総合補償部門の登録を受けようとする場合においては、前条第1号ただし書に該当する者）の氏名
 - 五 他に営業を行つている場合においては、その営業の種類
- 2 前項の規定による登録申請書の提出は、登録の更新を受けようとする者にあつては、登録の有効期間の満了の日の90日前から30日前までの間に行うものとする。
 - 3 第1項の登録申請書には、次に掲げる書類（登録の更新を受けようとする者にあつては、第4号から第6号まで、第9号から第11号までに掲げる書類）を添付するものとする。
 - 一 補償業務経歴書（別記様式第2号）
 - 二 直前3年の各事業年度における事業収入金額（他に事業を行つている場合においては、当該事業に係る収入金額を除く。）を記載した書面（別記様式第3号）
 - 三 使用人数を記載した書面（別記様式第4号）
 - 四 前条第1号に規定する要件を備えていることを証する書面（別記様式第5号）
 - 五 登録を受けようとする者（法人である場合においては当該法人及びその役員、個人である場合においてはその者及び支配人）及び法定代理人（法人である場合においては、当該法人及びその役員）が第6条第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面（別記様式第6号）
 - 六 登録を受けようとする者（法人である場合においてはその役員、個人である場合においてはその者及びその支配人）及び法定代理人（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が法人である場合においては、その役員）の略歴書（別記様式第7号）
 - 七 法人である場合においては、直前1年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表（別記様式第8号から第11号まで）
 - 八 個人である場合においては、直前1年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書（別記様式第12号及び第13号）
 - 九 商業登記がなされている場合においては、登記事項証明書
 - 十 個人である場合（第6号の未成年者であつて、その法定代理人が法人である場合に限る。）においては、その法定代理人の登記事項証明書

十一 営業の沿革を記載した書面（別記様式第14号）

十二 補償コンサルタントの組織する団体に所属する場合においては、当該団体の名称及び当該団体に所属した年月日を記載した書面（別記様式第15号）

4 登録を受けようとする者は、関係書類正本1通を提出するものとする。

（登録の実施）

第5条 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第1項の規定により登録をしない場合を除くほか、遅滞なく、前条第1項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を登録簿に登録するものとする。

2 国土交通大臣は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（登録をしない場合）

第6条 国土交通大臣は、第4条の規定による登録の申請があつた場合において、登録を受けようとする者が次の各号のいずれか（登録の更新を受けようとする者にあつては、第1号、第3号又は第5号から第7号までのいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類中に重要な事項についての虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしないものとする。

一 成年被後見人若しくは被補佐人又は破産者で復権を得ないもの

二 第12条第1項第4号、第8号、第10号又は第11号に該当することにより登録を消除され、その消除の日から2年を経過しない者

三 1年以上の懲役又は禁固の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者

四 第11条第1項の規定により登録を停止され、その停止の期間が経過しない者

五 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号（法人でその役員のうち第1号から第3号までのいずれかに該当する者のあるものに係る部分に限る。）のいずれかに該当するもの

六 法人でその役員のうち第1号から第3号までのいずれかに該当する者（第2号に該当する者については、その者が第12条第1項の規定により登録を消除される以前から当該法人の役員であつた者を除く。）のあるもの

七 個人でその支配人のうち第1号から第3号までのいずれかに該当する者（第2号に該当する者については、その者が第12条第1項の規定により登録を消除される以前から当該個人の支配人であつた者を除く。）のあるもの

2 国土交通大臣は、前項の規定により登録をしない場合においては、遅滞なく、理由を付してその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

（現況報告書等の提出）

第7条 登録を受けた者（第2条第3項の規定により登録の更新を受けた者を含む。以下同じ。）は、毎事業年度経過後4月以内に、現況報告書（別記様式第16号）及び第4条第3項第7号又は第8号の書類を国土交通大臣に提出するものとする。

2 第4条第4項の規定は、前項の書類の提出について準用する。

（変更等の届出）

第8条 登録を受けた者は、第4条第1項各号に掲げる事項について変更があつた場合においては、30日以内に、その旨の変更届出書（別記様式第17号）及びその変更が次に掲げるものであるときは当該各号に掲げる書類を国土交通大臣に提出するものとする。

- 一 第4条第1項第1号から第3号までに掲げる事項の変更（商業登記の変更を必要とする場合に限る。）当該変更に係る登記事項を記載した登記事項証明書
 - 二 第4条第1項第3号に掲げる事項のうち役員又は支配人の新任に係る変更 当該役員又は支配人に係る第4条第3項第5号及び第6号に掲げる書類
 - 三 第4条第1項第4号に掲げる事項のうち登録部門に係る補償業務の管理をつかさどる専任の者で第3条第1号イ又はロに該当するもの（総合補償部門の登録を受けようとする場合においては、前条第1号ただし書に該当する者に係る変更 当該変更に係る第4条第3項第4号に掲げる書面
- 2 第3条（第2号を除く。）の規定は前項の変更届出書を提出しようとする者について、第4条第4項の規定は前項の変更届出書又は同項各号の書類の提出について、第5条第1項及び第6条の規定は前項の変更届出書の提出があつた場合について準用する。
- 3 登録を受けた者は、第3条第1号に規定する要件を欠くに至つたとき、又は第6条第1項第1号、第3号若しくは第5号から第7号までの規定に該当するに至つたときは、2週間以内に、その旨を書面で国土交通大臣に届け出るものとする。

（登録部門の追加）

第9条 登録を受けた者が他の登録部門について登録の追加を受けようとするときは、国土交通大臣に、登録追加申請書（別記様式第18号）を提出するものとする。

- 2 前項の登録追加申請書には、当該登録の追加を受けようとする登録部門に関する第4条第3項第1号、第2号及び第4号に掲げる書類を添付するものとする。
- 3 第3条（第2号及び第3号を除く。）の規定は第1項の登録の追加を受けようとする者について、第4条第4項の規定は第1項の登録追加申請書及び前項の書類の提出について、第5条及び第6条の規定は第1項の登録追加申請書の提出があつた場合について準用する。

（廃業等の届出）

第10条 登録を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、30日以内に国土交通大臣にその旨を届け出るものとする。

- 一 死亡したときは、その相続人
- 二 法人が合併により消滅したときは、その役員であつた者
- 三 法人が破産手続開始の決定により解散したときは、その破産管財人
- 四 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したときは、その清算人
- 五 登録を受けた登録部門に係る業務を廃止したときは、当該登録を受けた者（法人にあつては、その役員）

（登録の停止等）

第11条 国土交通大臣は、登録を受けた者がその業務に関し不誠実な行為をした場合には、1年以内の期間を定めて、その登録の全部又は一部を停止することができるものとする。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により登録を停止した場合には、登録簿に当該停止の事実及びその理由を明示するものとする。

- 3 第1項の規定により登録を停止された者は、停止の期間中は、登録を受けていることを表示してはならないものとする。
- 4 第6条第2項の規定は、第1項の規定により登録の全部又は一部を停止した場合について準用する。

(登録の消除)

第12条 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに掲げる場合には、当該登録を受けた者の登録の全部又は一部を消除するものとする。

- 一 第10条の規定による届出があつたとき。
- 二 前号の届出がなくて第10条各号のいずれかに該当する事実が判明したとき。
- 三 登録の有効期間満了の際、登録の更新の申請がなかつたとき。
- 四 偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。
- 五 第8条第3項の規定による届出があつたとき。
- 六 前号の届出がなくて第3条第1号に規定する要件を欠くに至つたことが判明したとき。
- 七 第5号の届出がなくて第6条第1項第1号、第3号又は第5号から第7号までの規定に該当するに至つたことが判明したとき。
- 八 登録を受けた者（法人である場合においては当該法人又はその役員、個人である場合においては当該個人又はその支配人）がその業務に関し不誠実な行為をし、情状が特に重いとき。
- 九 正当な理由がなくて第7条第1項の現況報告書又は第8条第1項の変更届出書の提出を怠つたとき。
- 十 第7条第1項の現況報告書中に重要な事項についての虚偽の記載があることが判明したとき。
- 十一 前条第3項の規定に違反したとき。

- 2 第6条第2項の規定は、前項の規定により登録の全部又は一部を消除した場合について準用する。

(弁明の聴取)

第13条 国土交通大臣は、第11条第1項の規定による登録の停止又は前条第1項の規定による消除をしようとするときは、弁明の聴取を行うものとする。ただし、消除事由が、前条第1項第1号から第3号まで及び同項第5号から第7号までの各号のいずれかに該当する場合であつて、それらの事実が届出その他の客観的な資料により直接証明されたときは、弁明の聴取を行わないものとする。

- 2 前項による弁明の聴取を行う場合にあつては、行政手続法（平成5年法律第88号）第3章第2節の規定に準じて行うものとする。

(登録簿の閲覧等)

第14条 国土交通大臣は、登録簿並びに第4条第3項（第4号及び第6号を除く。）、第7条第1項、第8条第1項及び第9条第1項に規定する書類又はこれらの写しを公衆の閲覧に供するものとする。

- 2 国、地方公共団体その他の者は、補償業務の発注に関し必要がある場合においては、第7条第1項の現況報告書の写しを国土交通大臣に求めることができる。

(権限の委任)

第15条 この告示に規定する国土交通大臣の権限は、登録を受けようとする者又は登録を受けた者の本店の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則 (平成元年4月17日建設省告示第1010号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年5月11日建設省告示第1369号)

この告示は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日建設省告示第1017号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者に関するこの規程による改正規定の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成12年12月28日建設省告示第2538号)

この告示は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日(平成13年1月6日)から施行する。

附 則 (平成15年4月28日国土交通省告示第458号)

この告示は公布の日から施行する。

附 則 (平成16年4月14日国土交通省告示第470号)

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示による改正後の告示の規定は、平成16年3月31日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成19年8月27日国土交通省告示第1141号)

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示による改正後の告示の規定のうち別記様式各号に掲げる書類であつてこの告示の施行後最初に到来する決算期以前の事業年度に係るものについては、なお従前の例によることができる。

3 この告示による改正前の補償コンサルタント登録規程第13条から第16条までの規定による手続については、平成19年9月30日までは、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成20年10月1日国土交通省告示第1177号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日国土交通省告示第461号)

(施行期日)

1 この告示は、平成26年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の補償コンサルタント登録規程別記様式第8号から第11号までは、平成

追補⑰

25年5月1日以後に開始した事業年度に係る決算期に関して作成すべき書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る決算期に関して作成すべき書類については、なお従前の例によることができる。

附 則（平成28年2月1日国土交通省告示第274号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

登 録 部 門
土 地 調 査 部 門
土 地 評 価 部 門
物 件 部 門
機 械 工 作 物 部 門
営 業 補 償 ・ 特 殊 補 償 部 門
事 業 損 失 部 門
補 償 関 連 部 門
総 合 補 償 部 門

○補償コンサルタント登録規程の施行及び運用について

〔平成28年2月1日〕
〔国土用第49号〕

国土交通省土地・建設産業局総務課長から一般社団法人日本補償コンサルタント協会会長あて通知

補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）の一部改正については、既に土地・建設産業局総務課長から通知（平成28年2月1日付け国土用第48号）されているところであるが、本改正に伴い補償コンサルタント登録規程の解釈及び運用の方針については、下記のとおりとする。

なお、本通知は、平成28年2月1日から適用することとし、その適用をもって「補償コンサルタント登録規程の施行及び運用について」（平成20年10月1日付け国土用第43号）は廃止する。

また、本通知について、貴協会加盟の補償コンサルタントに対し周知されたい。

記

1. 登録部門関係（第2条第1項）

登録部門は補償コンサルタント登録規程（以下「登録規程」という。）の別表に掲げられているところであるが、それぞれの登録部門に係る補償業務の内容はおおむね別紙のとおりである。

なお、土地調査部門及び土地評価部門に係る補償業務には、それぞれ測量法（昭和24年法律188号）第3条に規定する測量及び不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律152号）第2条第1項に規定する不動産の鑑定評価は含まれていない。

2. 登録の要件関係（第3条）

(1) 登録規程第3条に掲げる「補償業務の管理をつかさどる専任の者」（以下「補償業務管理者」という。）とは、常勤（休日その他勤務を要しない日を除き、毎日所定の時間中勤務することをいう。）で、かつ、専ら当該登録部門に係る補償業務の管理を行う者をいう。したがって、二以上の登録部門にわたって補償業務管理者となることは認められない。また、他の法令等で専任であることを要することとされている者が補償業務管理者となることは認められない。

(2) 登録規程第3条第1号ただし書に定める「補償業務に関し5年以上の指導監督的実務の経験」の期間の算定は、登録部門に関わらず起業者である発注者から直接に受託又は請け負った補償業務について、その契約期間のうち直接従事した期間を個別に積み上げて行うものとする。したがって、契約の期間が重複する場合は直接従事した期間をもって実務の経験の期間を算定するものとする。

この場合において、1年は12ヶ月、365日として算定する。

なお、「指導監督的実務の経験」とは、起業者である発注者から直接に受託又は請け負った補償業務の履行に関し、主任担当者等の立場で業務の管理及び統轄を行った経験をいう。

(3) 登録規程第3条第1号イに定める「7年以上の実務の経験」の期間の算定は、当該登録部門に係る起業者である発注者から直接に受託又は請け負った補償業務について、(2)と同様の算定

により行うものとする。

なお、当該登録部門に係る補償業務に関する実務経験が4年以上7年未満の者で、補償業務全般に関する実務経験を有する者にあつては、後者の経験年数3年を前者の経験年数1年に換算し、前者の経験年数と合算した年数が7年以上であれば、「7年以上の実務の経験」を有する者とみなすことができる。

- (4) 国土交通大臣が行う登録規程第3条第1号ただし書に定める「これと同程度の実務の経験を有するもの」の認定は、補償業務全般に関する指導監督的実務の経験7年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者その他これに準ずる者について行うものとする。

ただし、補償業務全般に関する指導監督的実務の経験を7年以上有しているものの実務経験が20年未満の者で、総合補償部門に係る補償業務に関する実務経験を有する者にあつては、後者の経験年数1年を前者の経験年数3年に換算し、前者の経験年数と合算した年数が20年以上であれば、「20年以上の実務の経験」を有する者とみなすことができる。

なお、「指導監督的実務の経験」とは、国家公務員にあつては人事院規則9-8（初任給、昇格、昇級等の基準）別表第一に定める級別標準職務表のうちイ行政職俸給表(一)級別標準職務表に定める10級から4級までの級に相応する標準的な職務のうち管理的職務又はこれに準ずる職務に従事したことのある経験をいい、地方公務員等にあつてはこれに相当する職務に従事したことのある経験をいう。

- (5) 国土交通大臣が行う登録規程第3条第1号ロの規定に定める「イに掲げる者と同程度の実務の経験を有するもの」の認定は、補償業務全般に関する指導監督的実務の経験3年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者その他これに準ずる者について行うものとする。

ただし、補償業務全般に関する指導監督的実務の経験を3年以上有しているものの実務経験が20年未満の者で、登録部門に係る補償業務に関する実務経験を有する者にあつては、後者の経験年数1年を前者の経験年数3年に換算し、前者の経験年数と合算した年数が20年以上であれば、「20年以上の実務の経験を有する者」とみなすことができる。

なお、「指導監督的実務の経験」とは、(4)のなお書と同様の経験をいう。

- (6) (4)及び(5)の「その他これに準ずる者」とは、一般社団法人日本補償コンサルタント協会が付与する補償業務管理士の資格として、

イ. (4)にあつては、総合補償部門

ロ. (5)にあつては、総合補償部門以外の各部門

の登録を受けている者で、登録部門に関わらず起業者である発注者から直接に受託若しくは請け負った補償業務に関し(2)と同様の算定による7年以上の実務の経験を有する者、補償業務全般に関し20年以上の実務の経験を有する者、登録部門に関わらず補償業務に関する指導監督的実務の経験が1件以上ある者又は補償業務全般に関する指導監督的実務の経験を有する者をいう。

なお、一般社団法人日本補償コンサルタント協会が付与する補償業務管理士の資格の登録を受けている者で、平成23年度までに一般財団法人公共用地補償機構の行う「補償コンサルタント業補償業務管理者認定研修」を修了した者は、「その他これに準ずる者」として取り扱うこととする。

- (7) (4)から(6)までの認定については、次に掲げるところにより行うものとする。

イ. 本認定の申請は、登録規程に基づく登録を受けようとする補償コンサルタントが登録の申請、登録事項の変更の届出又は登録部門の追加の申請と併せて行うものとする。

ロ. 本認定を受けようとする者は、補償業務管理者認定申請書（別記様式第1号）を提出するものとする。

ハ. 補償業務管理者認定申請書（別記様式第1号）の別表1（補償業務管理者実務経歴書（補償業務経験者））に記載された「実務期間」について、補償業務と他の業務を兼職している疑義がある時は、必要に応じて組織表、業務分掌表、申請者への聞き取り又は人事担当者への聞き取りなどにより、業務全体に占める補償業務の比率で判断するものとする。

ニ. 本認定は、当該認定に係る補償業務管理者が当該認定を受けた補償コンサルタントを退職した場合等においては、その効力を失う。

(8) 登録規程第3条第2号に定める「財産的基礎又は金銭的信用を有しないことが明らかな者でないこと」とは、原則として以下の基準を満たす者であることをいうものとする。

・法人である場合

資本金500万円以上でかつ自己資本の額（貸借対照表における純資産合計の額をいう。以下同じ。）が1,000万円以上を満たす者であること。

・個人である場合

自己資本の額が1,000万円以上を満たす者であること。

3. 審査関係

登録規程に基づく登録の申請等に係る審査は、原則として、書面審査により行うものとする。

また、申請者が法人である場合には、国税庁のホームページ「法人番号公表サイト」を検索して当該申請者の法人番号を確認（4.の規定により当該申請者あてに国税庁長官から通知された法人番号（法人番号指定通知書）の写しを求める場合を除く。）することとする。

4. 添付書類

登録規程第4条第1項の規定に基づく登録の申請、第8条第1項の規定に基づく変更等の届出（同項第3号に掲げる変更に限る。）又は第9条第1項の規定に基づく登録部門の追加の申請に当たっては、それぞれ登録規程第4条第3項、第8条第1項第3号下欄又は第9条第2項に定める添付書類等のほか、必要に応じ、補償業務管理者が当該申請等に係る補償コンサルタントに常勤していることを証する書類として、補償業務管理者の健康保険被保険者証・標準報酬月額決定通知書の写しを求めることとする。

なお、申請者が法人である場合には、当該申請者あてに国税庁長官から通知された法人番号（法人番号指定通知書）の写しを求めることも可とする。

5. 登録の通知等

(1) 登録等に関する通知について

登録規程に規定する通知のほか、第4条第1項の規定に基づく登録の申請又は第9条第1項の規定に基づく登録部門の追加の申請に対しては、登録後登録に関する通知を別記様式第2号により通知するものとする。

(2) 現況報告書及び変更届出書の確認・返却

登録規程第7条第1項の規定に基づく現況報告書又は同登録規程第8条第1項の規定に基づく変更届出書の提出の際、正本の写しを補償コンサルタントが添付してきた場合については、その内容を確認後、返却することとする。

(3) 登録要件を満たさなくなった場合等の届出について

登録規程第8条第3項に該当し二週間以内に国土交通大臣にその旨を届け出る場合には別記様式第3号によるものとする。

(4) 廃業等の届出について

登録規程第10条に該当し三十日以内に国土交通大臣にその旨を届け出る場合には別記様式第4号によるものとする。

(5) 登録の停止の通知について

登録の全部又は一部を停止した場合の登録規程第11条第4項において準用する登録規程第6条第2項に基づく通知は、別記様式第5号によるものとする。

(6) 登録の消除の通知について

登録の全部又は一部を消除した場合の登録規程第12条第2項において準用する登録規程第6条第2項に基づく通知は、別記様式第6号によるものとする。

(別 紙) 各登録部門に係る補償業務の内容

1 土地調査部門

土地の権利者の氏名及び住所、土地の所在、地番、地目及び面積並びに権利の種類及び内容に関する調査並びに土地境界確認等の業務

2 土地評価部門

(1) 土地の評価のための同一状況地域の区分及び土地に関する補償金算定業務又は空間若しくは地下使用に関する補償金算定業務

(2) 残地等に関する損失の補償に関する調査及び補償金算定業務

3 物件部門

(1) 木造建物、一般工作物、立木又は通常生ずる損失に関する調査及び補償金算定業務

(2) 木造若しくは非木造建築物で複雑な構造を有する特殊建築物又はこれらに類する物件に関する調査及び補償金算定業務

4 機械工作物部門

機械工作物に関する調査及び補償金算定業務

5 営業補償・特殊補償部門

(1) 営業補償に関する調査及び補償金算定業務

(2) 漁業権等の消滅又は制限に関する調査及び補償金算定業務

6 事業損失部門

事業損失（注）に関する調査及び費用負担の算定業務

（注） 事業損失とは、事業施行中又は事業施行後における日陰等により生ずる損害等をいう。

7 補償関連部門

(1) 意向調査（注1）、生活再建調査（注2）その他これらに関する調査業務

(2) 補償説明及び地方公共団体等との補償に関する連絡調整業務

(3) 事業認定申請図書等の作成（注3）業務

（注1） 意向調査とは、事業に対する地域住民の意向に関する調査をいう。

（注2） 生活再建調査とは、公共事業の施行に伴い講じられる生活再建のための措置に関する調査をいう。

（注3） 事業認定申請図書等の作成とは、起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための相談用資料（事業認定申請図書（案））の作成、事業認定庁との事前相談の完了に伴う本申請図書等の作成及び裁決申請図書作成等をいう。

8 総合補償部門

(1)公共用地取得計画図書の作成業務

(2)公共用地取得に関する工程管理業務

(3)補償に関する相談業務

(4)関係住民等に対する補償方針に関する説明業務

(5)公共用地交渉業務（注）

（注） 公共用地交渉業務とは、関係権利者の特定、補償額算定書の照合及び交渉方針の策定等を行った上で、権利者と面接し、補償内容の説明等を行い、公共事業に必要な土地の取得等に対する協力を求める業務をいう。

補償業務管理者認定申請書

補償コンサルタント登録規程に基づく登録を受けるため、下記の者が

〔 登録規程第3条第1号ただし書 〕
〔 同規程第3条第1号ロ 〕

に該当するものであることの認定を受けたいので、申請いたします。

平成 年 月 日

申請者 ⑩

殿

記

登録を受けようとする登録部門			
補償業務管理者の氏名		生年月日	
住所			
実務経歴は、別表（補償コンサルタント業補償業務管理者認定研修修了者にあつては、同研修修了証書の写）のとおり。			
上記の者は別表のとおり実務の経験を有することに相違ありません。 <div style="text-align: right;">平成 年 月 日</div> <div style="text-align: center;">申請者 ⑩</div>			

備考

- 1 「登録規程第3条第1号ただし書」又は「同規程第3条第1号ロ」は、不要のものを消すこと。
- 2 補償業務全般に関する実務経歴は、別表1に記載して添付すること。
- 3 起業者である発注者から直接に受託又は請け負った補償業務に関する実務の経験（主任担当者等の立場で業務の管理及び統轄を行った経験を含む。）は、別表2に記載して添付すること。
- 4 補償業務管理士の資格の登録を受けている者にあつては、同資格証書（補償業務管理士登録証を含む。）の写を添付すること。
- 5 補償コンサルタント業補償業務管理者認定研修修了者とは、平成4年度から平成23年度までに同認定研修を修了した者をいう。

補償業務管理者実務経歴書
(補償業務経験者)

氏 名		現 住 所		
年月日	所 属	役職名	職務の内容	実務期間
補償業務実務経験		合 計		年 月
		うち指導監督的実務経験		年 月
上記の者は、上記のとおり実務経歴の内容に相違ないことを証明する。				
平成 年 月 日				
証明者				
㊟				

記載要領

- 1 「実務期間」の欄は、補償業務に従事した期間のみ記載すること。
- 2 指導監督的実務経験に該当する役職名には○印を付すること。
- 3 証明者は、退職時における所属機関の人事担当部長とすること。
- 4 補償業務管理士の資格の登録を受けている者で、20年以上の補償業務実務経験を有する者は、2の○印は不要。
- 5 補償業務管理士の資格の登録を受けている者で、指導監督的実務経験を有する者は、該当する役職のうち1つについて記載すること。

補償業務管理者実務経歴書
(受託(請負)による補償業務経験者)

氏名		現住所		
期 間	実務経験年数	実 務 経 験 の 内 容		
		業務の内容(業務上の役割)	契約の相手方	契約金額
自 年 月	年 月			
至 年 月				
自 年 月	年 月			
至 年 月				
自 年 月	年 月			
至 年 月				
自 年 月	年 月			
至 年 月				
自 年 月	年 月			
至 年 月				
自 年 月	年 月			
至 年 月				
自 年 月	年 月			
至 年 月				
合 計	年 月			
<p>上記の者は、上記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">証明者 ⑩</p>				
証明を得ることができない場合	その理由		証明者と被証明者との関係	

記載要領

- 「業務の内容」の欄は、企業名、職名、本人が従事した補償業務について、契約名、規模、本人の業務上の役割等について具体的に記載すること。
- 主任担当者等の立場で業務の管理及び統轄を行った経験を記載する場合は、業務上の役割として当該業務上の立場の名称を記載するものとし、補償業務管理士となった前後、登録部門の別、業務の期間の長短、契約金額の多寡は問わないが、当該業務のすべての期間において主任担当者等として補償業務の履行をつかさどった業務1件について記載すること。
- 証明者が複数ある場合は、証明者ごとに作成すること。